

西之表市衛生自治会家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ減量運動の一環として家庭から排出されるごみの自家処理を促進するために西之表市衛生自治会が交付する家庭用生ごみ処理機器設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、家庭用生ごみ処理機器とは、電気式の家庭用生ごみ処理機及びその他の家庭用生ごみ処理器で、生ごみを安全かつ衛生的に減量化し、又は堆肥化するふた付きの機器であって、西之表市内の販売店で購入したものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 西之表市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 西之表市衛生自治会に会費を納入している地域自治会に加入していること。
- (3) 西之表市内に家庭用生ごみ処理機器を設置すること。
- (4) 設置した家庭用生ごみ処理機器を適正に維持、管理できること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、家庭用生ごみ処理機器 1 基につき購入価格の 7 割の額とし、40,000 円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に、家庭用生ごみ処理機器購入に係る領収書の写しを添付し、会長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条の申請書を受理し、適当と認めた場合は、補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、家庭用生ごみ処理機器設置費補助金請求書（別記第3号様式）を会長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消又は返還）

第8条 会長は、補助金の交付決定を受けた者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けていると認めるとき、又はこの要綱の規定に違反していると認めるときは、交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。